

追跡調査・評価分科会における報告・審議内容

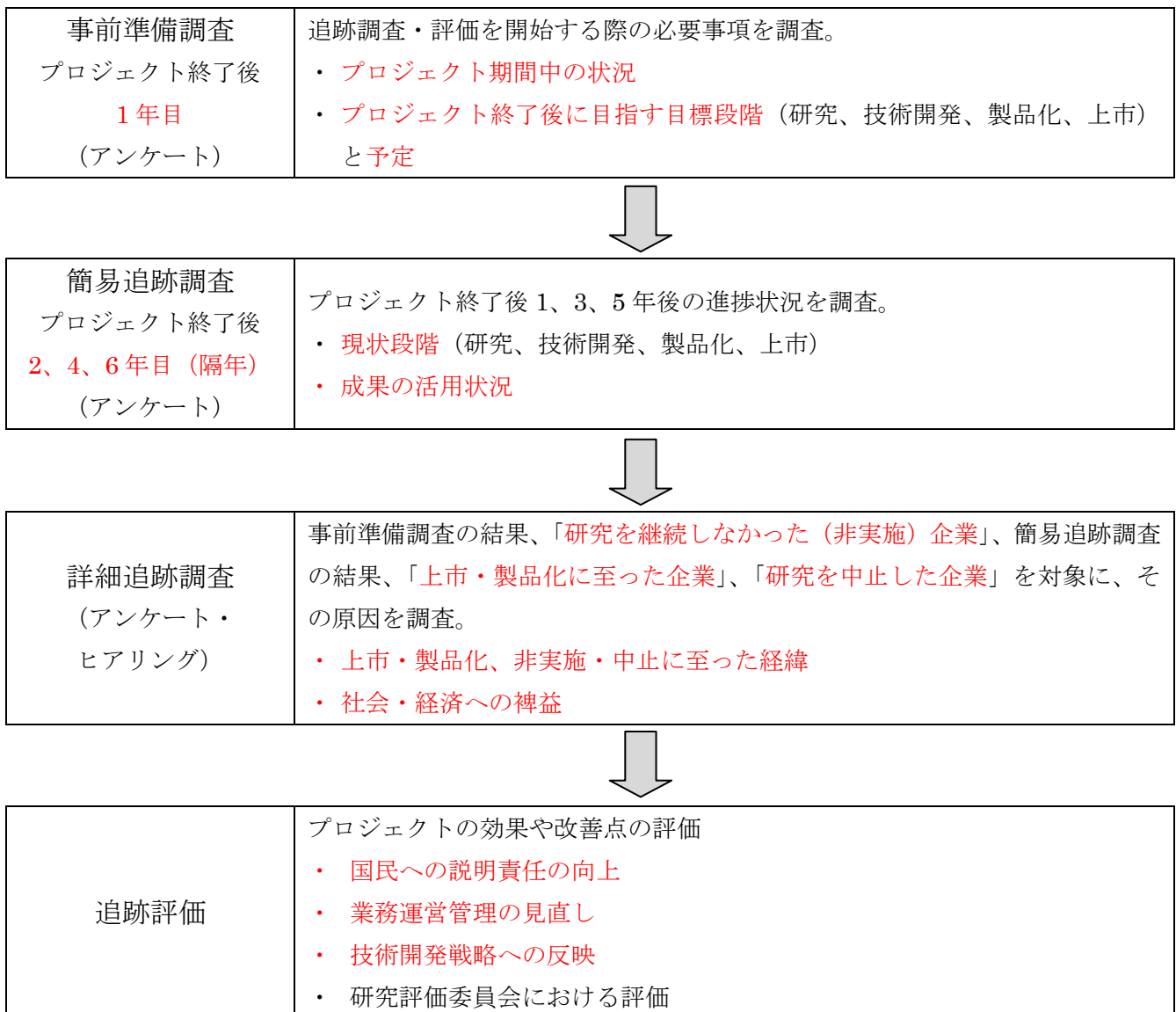
1. 追跡調査・評価の進め方

(1) 目的

- ・ ①国民に対する説明責任の向上、②業務運営管理の見直し、③技術開発戦略への反映

(2) 対象

- ・ 委託先、再委託先等のすべての企業。大学、独法、公益法人等は、中心的役割を果たした機関。
- ・ プロジェクト終了後、5年後までの状況を隔年で調査。プロジェクト成果に基づく当該機関の継続事業を追跡。
- ・ 事業を中止等した場合は、翌年度以降の調査を原則行わない。（中止した事業を再開した場合は、NEDOまで連絡してもらう。）



追跡調査における研究開発段階のイメージ例

研究	活動の主体: 研究開発部門。活動の内容: 基礎的/要素的な研究 (現象の新規性や性能の進歩性等について把握)。アウトプットイメージ: 社内レポート、特許、論文等。
技術開発	活動の主体: 研究開発部門。活動の内容: 製品化/上市を視野に入れた研究 (無償サンプル作成やユーザーへのマーケティング調査により、技術やコストの優位性、量産化技術の課題等について把握)。アウトプットイメージ: 製品化/上市の判断材料となる研究結果等。
製品化	活動の主体: 事業部門。活動の内容: 製品化、量産化技術の確立 (製品化への社内承認、試作機の製造、所管省庁/監督団体による販売承認/検査、製品を市場に投入するための設備投資の実施等)。アウトプットイメージ: 有償サンプル、量産試作の実施、製造ライン設置、原価計算等。
上市	活動の主体: 事業部門。活動の内容: 市場での取引 。アウトプットイメージ: 製品ラインアップ化 (カタログ掲載)、継続的な売上発生等。
非実施	プロジェクト終了後、プロジェクトの知見や成果を活用した 研究・技術開発等を実施していないもの 。
中止	プロジェクト終了後、プロジェクトの知見や成果を活用した 研究・技術開発等を実施していたが、その後中断又は中止したもの 。

2. 平成 22 年度の分科会開催予定

